

ガバナンス・コードの遵守状況

点検基準日：令和5年3月1日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
「神を敬し、人を愛する」 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部は、カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為な人材を育成することを建学の精神とする。	○	建学の精神は「カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」ことであり、「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現されています。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
（1）建学の精神に基づく教育目的等【八戸学院大学】 ①本学の教育目的及び研究目的 本学は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成することを使命・目的とする。 ②地域経営学部地域経営学科 経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する。 ③健康医療学部人間健康学科 こころとからだの健康と医療についての学びをふまえ、幅広い分野の研究・指導・実践ができ、地域住民の健康増進と地域の保健医療の向上に貢献できる人材を育成する。 ④健康医療学部看護学科 豊かな感性と人間性を備え、日々進歩する看護の知識や技術に対応できる能力や地域の保健医療活動、健康増進に看護の実践者として貢献できる資質の高い人材を育成する。	○	【八戸学院大学】 本学は建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学学則」に、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」ことを使命・目的として定めています。地域経営学部地域経営学科、健康医療学部人間健康学科・看護学科の2学部3学科の教育目的を左記のとおり「八戸学院大学学則」に定めています。 【八戸学院大学短期大学部】 本学の使命・目的は建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学短期大学部学則」に、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主主義的にして平和を愛好する人材を育成する」と定めています。 幼児保育学科と介護福祉学科の2学科の教育理念・目的・目標は左記のとおりです。

【八戸学院大学短期大学部】 ①本学の教育目的及び研究目的 本学は、「神を敬し、人を愛する」という建学の精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主主義的にして平和を愛好する人材を育成することを目的としている。 ②幼児保育学科 理念と実践の融合を図り、保育者として社会の発展に寄与できる人材を育成することを目的としている。 ③介護福祉学科 介護の諸活動を、専門職として、主体的、自律的、合理的に展開する能力と態度を育てるとともに、高い教養を身につけることにより、尊厳と自立を支えるケアを実践し、地域や社会のニーズに対応しながら福祉社会に貢献できる人材を育成することを目的としている。		
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	寄附行為に定め、遵守しています。
②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常任理事会および理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○	健康医療学部人間健康学科への大学院の設置、同学部看護学科への助産師別科の設置、美保野キャンパスの整備を含め、「令和3(2021)年度以降の中期計画」にて法人全体の検討課題として設定した6項目に関する審議が進捗しました。 ・法人公式HP 情報公開 学院の経営 事業報告書 https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めています。	○	理事会・評議員会を通じて、外部理事・評議員の意見を踏まえた中期計画を策定している。 なお、理事会・評議員会には、事務局の幹部職員が毎回出席し、研鑽を積んでいます。
④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	「スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」および「一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上のための研修を行っています。

⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるよう法人全体として取組みます。	○	学長は、理事会、評議員会および常任理事会に対して教学部門の意思を的確に伝え、理事会なども教学部門の意見を尊重しつつ慎重に審議することによって、管理部門と教学部門との連携が図られているとともに、相互のチェック体制も適切に機能しています。
⑥中期的な計画に盛り込む事項 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制	○	「令和 3（2021）年度以降の中期計画」を左記の項目を盛り込み作成しています。
（3）私立大学の社会的責任等 ①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	建学の精神や地域との連携による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、「運営組織規程」などに基づき、組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っています。
②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	教育理念として「教育基本法及び学校教育法に基づき、カトリック精神に則り、広く豊かな教養をもち、正しい道徳観と高い知性を有する青年の育成に努め、21 世紀の要求している人間の育成、特に地方の時代の到来にこたえ、地方文化や地域経済に密着した教育をする」ことを掲げ、公共性・地域貢献等を念頭においた学校経営を行っています。 また、地域連携研究センターを通して自治体や地域企業と連携協定を結び、積極的に地域貢献活動を行っています。
③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	特別な配慮が必要な学生または保護者より申請があり、かつ本学が必要性を認めた場合に「障害学生修学支援規程」に基づいた支援を行っています。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
（１）理事会の役割 ①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	○	アイ 「寄附行為」に定め、遵守しています。 ウ 法人の業務を円滑に運営するため、「寄附行為施行細則」に基づき、理事会機能を補佐する会議として常任理事会を設置しています。毎月１回定例で開催し、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告等を行っています。
③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学長補佐及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行わるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○	アイ 「寄附行為」に定め、遵守しています。 理事会は本学の管理運営に関して幅広い視野で協議・評価を行い、その評価を運営会議および教授会で報告・周知されることで業務改善に活かしています。
④学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が学長補佐を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○	ア 「寄附行為」に定め、遵守しています。 学長は、理事会、評議員会および常任理事会の主要な構成員であり、本学の意思を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思を反映しています。 イウ 「学則」に定めています。 令和４(2022)年度は２人の学長補佐を任命し、入学者選抜委員会および学費等減免選考委員会の統括、学外会議・会合等の学長代理、運営会議、全学教授会の統括、地域連携・地域貢献、中長期計画の策定、学生募集・入試制度・入学者選抜、地域連携・グローバル化対応、学務部との連携を担当させています。
⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項につい	○	ア 年間の開催計画を策定し、前年度１月に全理事で共有しています。 イ 十分確保しています。

ては事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。		
⑥役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	「寄附行為」に定めています。
⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。

2-2 理事

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
②理事長を補佐する理事として、常任（勤）理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
③理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。	○	「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に定め、遵守しています。
④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する損害責任義務を負います。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。

(2) 学内理事の役割 ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究・経営面について、大学・短期大学部の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	内部理事は理事長、理事長補佐、大学長、高校長および幼稚園長の5人であり、適切に業務を遂行しています。
②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量など配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	校務分掌の負担軽減を行うなど業務量に配慮を行っています。
(3) 外部理事の役割 ①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	外部理事は弁護士1人、企業経営者2人、学識経験者1人の4名です。
②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	理事会において本学の管理運営に関して幅広い視野で協議を行っています。
③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分にを行います。	○	理事会開催前に資料を送付しています。
(4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	研修機会の提供と充実に努めています。

2-3 監事

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 監事の責務（役割・職務範囲） ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	○	「寄附行為」及び「監事監査規程」に定め、遵守しています。 理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会、主管部の部課長との面談、法人内各種イベントなどでの意見収集、情報交換を行っています。
③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	「寄附行為」及び「監事監査規程」に定め、遵守しています。
④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。

は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。		
⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
(2) 監事の選任 ①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
②監事は2名置くこととします。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。 平成 29(2017)年 6 月 1 日から金融機関元役員 1 人を監事に加え、会計事務所経営者との 2 人体制で、定期開催の監事会を含め業務監査・会計監査を実施しています。
③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	監事相互の就任・退任時期について調整しています。 監事のうち 1 人は、平成 31(2019)年 4 月 1 日から常勤として業務にあたっています。
(3) 監事監査基準 ①監査機能の強化のため、学校法人光星学院監事監査規程を作成します。	○	「監事監査規程」を作成しています。
②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	「監査規程」に定め、遵守しています。
③監事は、学校法人光星学院監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	「寄附行為」及び「監事監査規程」に定め、遵守しています。 監査報告書は法人 HP にて公表しています。 ・学院の経営、監事監査報告書 https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
(4) 監事業務を支援するための体制整備 ①監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	「監事監査規程」及び「内部監査取扱規程」に定め、遵守しています。
②監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	○	監事会規程に定めています。
③監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	研修機会の提供と充実に努めています。
④学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	理事会開催前に資料を送付しています。

⑤その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	幹事業務に必要な情報提供に努めています。
(5) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	○	基準日時点で1名の常勤監事を設置しています。

2-4 評議員会

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。 ①予算、事業計画に関する事項 ②中期的な計画の策定 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産処分に関する事項 ④役員報酬に関する基準の策定 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	評議員会の活性化に努めています。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。

について十分検討します。		
--------------	--	--

2-5 評議員

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 評議員の選任 ①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。 「理事8人～11人」に対し、「評議員17人～23人」と定めています。 基準日時点で、理事8名、評議員17名を配置しています。
②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 該当学校法人の職員のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄付行為の定めるところにより選任された者	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。 基準日時点で、ア7名、イ5名、ウ5名を配置しています。
③学校法人の業者若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。 「学識経験者5～7人」と定めています。基準日時点で5名を配置しています。
④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦されたものについて、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実 ①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	評議員会開催前に資料を送付しています。
②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	評議員業務に必要な情報提供に努めています。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 学長の責務（役割・職務範囲） 【八戸学院大学】 ①学長は、学則第1条に掲げる「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」という使命・目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し所属教職員を統督します。	○	「運営組織規程」に定め、遵守しています。
②学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	運営会議、教授会等の各種会議体で周知し、情報共有しています。
(2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割） ①大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人光星学院運営組織規程において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。また、学長に事故あるときはその職務を代行する」としています。また、同規程において学長補佐を置くことができるようにしており、「学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る」としています。	○	「運営組織規程」に定め、遵守しています。 令和4(2022)年度は2人の学長補佐を任命しています。副学長は置いていません。
②学部長の役割については、学校法人光星学院運営組織規程において「学部長は、当該学部、学科に関する校務を掌る」としています。	○	「運営組織規程」に定め、遵守しています。
【八戸学院大学短期大学部】 ①学長は、学則第1条に掲げる「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、短期大学部運営を統括し所属教職員を統督します。	○	「運営組織規程」に定め、遵守しています。
②学長は、理事会から委任された権限を行使します。	○	「寄附行為」に定め、遵守しています。
③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	運営会議、教授会等の各種会議体で周知し、情報共有しています。
(2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐・学科長の役割）	○	「運営組織規程」に定め、遵守しています。

①短期大学部に副学長を置くことができるようにしており、学校法人光星学院運営組織規程において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。また、学長に事故あるときはその職務を代行する」としています。また、同規程において学長補佐を置くことができるようにしており、「学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る」としています。		令和4(2022)年度は1人の学長補佐を任命しています。副学長は置いていません。
②学科長の役割については、学校法人光星学院運営組織規程において「学科長は、学科に関する校務を掌る」としています。	○	「運営組織規程」に定め、遵守しています。

3-2 教授会

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 【八戸学院大学】 ①八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議 大学・短期大学部における全学的な最高審議機関として設置しています。審議する事項については八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程に定めています。	○	「学則」に定め、遵守しています。
②教授会 教育課程、研究活動、学籍異動等の事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については、八戸学院大学教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	「学則」に定め、遵守しています。
【八戸学院大学短期大学部】 ①八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議 大学・短期大学部における全学的な最高審議機関として設置しています。審議する事項については八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部	○	「学則」に定め、遵守しています。

運営会議規程に定めています。		
②教授会 教育課程、研究活動、学籍異動等の事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については、八戸学院大学短期大学部教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	○	「学則」に定め、遵守しています。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
（1）学生の学びの基準単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業までに至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ①学部・学科ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	全学的な3つのポリシーに加えて、各学科の3つのポリシーを策定し、公表しています。 ・大学 HP 教育情報の公表 https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/edu-info/ ・短期大学部 HP 教育情報の公表 https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/
②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○	「内部質保証の方針」を策定し、自己点検・評価結果を公表しています。その結果に基づき、指摘事項等の改善に取り組んでいます。 ・大学 HP 情報公開、自己点検評価書 https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/disclosure/ ・短大 HP 情報公開、自己点検評価書 https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/disclosure/
③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」を定め、遵守しています。 学生相談・特別支援室から学生にリーフレットを配布し、各種ハラスメントに関する意識向上を図り、相談窓口の存在を周知しています。

4-2 教職員等に対して

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 教職協働 実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	教員と職員は、各種委員会に参加し、審議事項に関係する法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論を行うなど、教職協働体制を確保しています。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。 ①ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事は、寄附行為等関連規定に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	○	ア 「寄附行為」に定め、遵守しています。 イ 「監事監査規程」に定め、遵守しています。
②ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	ア 授業アンケート結果等をもとにシラバス等を見直し、学内外に公開しています。 イ 教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、FD委員会が主体となり、授業アンケート、教員による授業評価・公開授業、FD研修会等を行っています。
③スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等は専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。	○	ア 平成29(2017)年4月1日に大学設置基準・短期大学設置基準が改正施行され、SDの対象が全ての教職員に拡大されたことにともない、法人内全教職員を対象として、毎年度4月にSD研修会を実施しています。 イウ 「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上のための研修を

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。		行っています。
---	--	---------

4-3 社会に対して

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 認証評価及び自己点検・評価 ①認証評価 平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	大学は公益財団法人日本高等教育評価機構による2017年度評価の結果、遵守していると認定されました。短期大学部は一般財団法人大学・短期大学基準協会による2016年度評価の結果、遵守していると認定されました。次回は大学、短期大学部とも2023年度に日本高等教育評価機構による受審を予定しています。
②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	「内部質保証の方針」を策定し、自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)を実施しています。 ・大学HP 情報公開、自己点検評価書 https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/disclosure/ ・短大HP 情報公開、自己点検評価書 https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/disclosure/
③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	自己点検評価書、各種情報資源はホームページや大学案内等で積極的に公開しています。 ・大学HP 情報公開、自己点検評価書 https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/disclosure/ ・短大HP 情報公開、自己点検評価書 https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/disclosure/
(2) 社会貢献・地域連携 ①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	本学では、地方文化や地域経済に密着し、地域をキャンパスとした教育研究活動を展開しています。その成果は公開講座等で社会に還元しています。
②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○	地域連携研究センターを窓口として、自治体や企業との連携による様々な地域貢献活動を行っています。 ・地域連携研究センターHP 事業内容 https://research.hachinohe-u.ac.jp/service/contents/

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	大学、短期大学部とも社会人選抜試験を実施しています。また、科目等履修制度で生涯学習の場を提供しています。
④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	○	地域連携研究センターでは、地域社会において自助共助を通じた災害対応をするためのリーダーを養成し、災害に強い街づくりに貢献することを目的として、防災士養成講座を開催しています。
⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	「世界レベルの問題に対して地域レベルでできることは何か」、「八戸が持続可能な都市になっていくためにはどうしたら良いか」を地域市民と考える場として、「八戸 SDGs フォーラム」を開催しています。 ・八戸 SDGs フォーラム https://www.hachinohe-u.ac.jp/news/event/hachinohe_sdgs/

4-4 危機管理及び法令遵守

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 危機管理のための体制整備 ①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	○	ア 「危機管理規程」に基づき、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にし、「危機管理マニュアル」を作成しています。 イ 「ハラスメント防止等に関する規程」「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」等に定め、遵守しています。
②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	○	ア 学生の学内外での事件および事故などについては、学生委員会・教務学生課が中心となって対応しています。学生対象の交通事故防止対策については、地元警察署や自動車教習所の協力を得て、交通安全講習会を毎年度、4月と9月に実施しています。 イ 「防火管理規程」に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練を毎年度実施しています。 ウ 「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」に定め、遵守しています。 エ 「学校法人光星学院情報セキュリティポリシー」に定め、遵守しています。 オ 「ソーシャルメディアガイドライン」を定め、学生がソーシャルメディアを利用する際、そこに内在するリスクを理解し、トラブル等の被害者や加害者にならないよう周知しています。
③事業継続計画の策定に取り組めます。	○	危機発生時の対応については「危機管理規程」に基づき、危機管理本部を設置し、対応方法

		等を協議・決定します。
(2) 法令遵守のための体制整備 ①すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。	○	「寄附行為」に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道德教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき運営しています。
②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	「学校法人光星学院公益通報に関する規程」に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備しています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実

ガバナンス・コード	遵守状況	実施状況
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	○	「情報公開規程」に定め、遵守しています。 ・大学HP（教育情報の公開） https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/edu-info/ ・短期大学部（教育情報の公開） https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/

サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力		
②学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	○	「情報公開規程」に定め、遵守しています。 ・法人 HP「情報公開」 https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
（２）自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ①教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携	○	大学、短期大学部公式 HP で公開しています。 ・大学 HP（教育情報の公開） https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/edu-info/ ・短期大学部（教育情報の公開） https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/
②学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画 ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報	○	法人事務室にて公開しています。
（３）情報公開の工夫等 ①上記②（１）及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	「情報公開規程」に定め、遵守しています。
②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○	財務書類等については「財務書類等閲覧規程」に定め、遵守しています。
③公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、	○	大学ポータル（私学版）を活用しています。 ・八戸学院大学

学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。		https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000043901000.html ・ 八戸学院大学短期大学部 https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000043902000.html 各種パンフレット等の媒体も活用し、情報公開を行っています。
④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	公式 HP では、閲覧性を向上させるため、メニューやバナーを利用者別に整理するなどの工夫をしています。